

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会内部監査実施規程

(趣旨)

第1条 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会(以下「協議会」という。)の業務及び資金管理に関する内部監査(以下「内部監査」という。)は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(内部監査の種類)

第2条 内部監査は、年度末の決算審査及び必要に応じての臨時監査とする。

(監査員の指名)

第3条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員、会員の所属する組織の者(会員が団体である場合にあっては、当該団体の職員)のうちから会長が指名する。

2 会長は、監査員のうち1名を内部監査責任者に指名する。

(内部監査結果の報告)

第4条 内部監査責任者は、内部監査の終了後、その結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に提出するものとする。

2 前項の提出を受けた会長は、提出を受けた日以降最初の総会に、当該報告書の内容を報告するものとする。

3 会長は、内部監査報告書を、その提出を受けた年度の終了後10年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第5条 内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、当該内部監査を受けた部門の責任者(以下「責任者」という。)に是正のための指示を伝えとともに、会長に報告するものとする。

2 前項の指示を受けた責任者は、指示の内容に従い、速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、内部監査責任者に提出するものとする。

4 前項の提出を受けた内部監査責任者は、その内容を確認し、会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項に規定する指示書及び第3項に規定する報告書は、その提出を受けた

年度の終了後 10 年間保管するものとする。

（ 雑 則 ）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。